

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ⑧住民移転、先住民族

- 論点8.1 世銀ESS5 Annex1の住民移転計画の構成要素の参照

① レビュー調査結果（論点8.1）

■ 世銀ESS5 用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転

- ESS5の適用対象には、用地取得、住民移転（土地の利用制限による移転を含む）、共有地の利用機会の喪失等が含まれる。(ESS5 para4)
- 補償水準は再取得価格でなければならず、再取得価格の定義はOP4.12と大きな変更はない。ただし、土地や構造物の市場が機能している場合は、再取得価格は市場価格に登録税や譲渡税等のtransaction costを追加した金額が再取得価格となるが、土地や構造物の市場が存在もしくは機能していない場合、別の方法（例えば土地の生産物の価値等）を算出することで求められる。(ESS5 footnote6)
- 補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、被影響住民（PAPs）に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている。(ESS5 para13)
- 土地に対して法的権利もしくは慣習上認められた権利を有する住民が物理的に移転する場合、同等もしくはそれ以上で権利を伴う土地の提供か金銭での補償を行う。なお、金銭補償は、生計が土地に根差していないか、根ざしていたとしても、小さい割合しか取得しないか、土地等の市場と供給が存在して代替地が十分ないと示された場合に適当。(ESS5 para28)
- 土地に対する法的な、もしくは慣習上認められた権利を有さない住民が物理的に移転する場合、法的に居住が認められた家屋が提供されるよう支援する。(ESS5 para29)
- カットオフデートが明確に宣言されている場合、カットオフデート後に流入した住民に対する補償を行う必要はない。(ESS5 para30)

① レビュー調査結果（論点8.1）

■ 世銀ESS5 Annex1

- これまでの世銀セーフガード政策では、200名以上の住民移転が生じる場合は住民移転計画（Resettlement Action Plan: RAP）、200名未満の場合は簡易住民移転計画（Abbreviated RAP: ARAP）の作成が求められていたが、ESS5では、用地取得・住民移転が生じる場合は、基本的に、規模や影響に関わらず、RAPの作成が求められている。
- RAPの構成要素のうち、資産価値評価方法及び移行期間に係る記載は以下のとおり。
 - (a) 損失資産に対する評価と補償に関して、「再取得価格を決定するため行う資産価値の評価方法」、「土地や自然資源の補償について、国内法及び再取得価格の水準とするため必要に応じた追加的措置を含めた補償の種類や水準」が含まれている。（ESS5 Annex 1 para10）
 - (b) 生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる。（ESS5 Annex 1 para29）

（レビュー調査最終報告書 p4-28-30より、一部編集）

① レビュー調査結果（論点8.1）

■ 世銀ESS5 Annex1：住民移転計画の構成要素

住民移転計画の構成要素（Minimum elements of a resettlement plan）は以下の通り（ESS5 Annex 1 para3-16）：

- 1) 事業概要
 - 2) 潜在的な影響
 - 3) 移転プログラムの目的
 - 4) センサス調査とベースとなる社会経済調査
 - 5) 法的枠組み
 - 6) 制度的枠組み
 - 7) 資格要件
 - 8) 損失の評価と補償
 - 9) コミュニティ参加
 - 10) 実施スケジュール
 - 11) 費用と予算
 - 12) 苦情処理メカニズム
 - 13) モニタリングと評価
 - 14) 予期せぬ変更に対応するための適応管理計画
- 上記に加え、物理的移転が生じる場合には、引越しの支援、移転先地の選定・整備・移転、住宅・インフラ・社会サービス、環境保全と管理、移転アレンジメントにおける協議、移転先地の住民との融合についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para17-23）
 - また、経済的移転が生じる場合には、代替農地、土地や資源へのアクセスの損失、代替生計手段のための支援、経済開発機会の検討、移行期間中の支援についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para24-29）³

① レビュー調査結果（論点8.1）

■ JICA GL別紙1「非自発的住民移転」対応状況

■ RAPの作成状況の確認

- 「非自発的住民移転」への対応状況については、90案件中、用地取得の発生する44件のうち、39案件でRAP/ARAPが作成されていた。RAP/ARAPが作成されていない5件については、補償方針やステークホルダー協議（SHM）の実施状況・記録については環境チェックリストを通じて確認した上で、実施機関と合意している。
- RAPにかかる住民協議の実施はRAP/ARAPが作成された全39案件で確認された。
- 非自発的住民移転及び生計手段の喪失への対応状況に関しては、回避・最小化の検討・実施について調査した結果、全44件で確認された。
- 住民移転が発生する37案件のうち、生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されている案件は28案件であった。住民移転が発生するが生計回復計画が作成されていない8案件は、セットバックあるいは近傍地への移転のため、生計への回復が想定されない案件、また調査の中で生計を喪失する住民がいないことが確認されている案件である。

■ 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認

- 非自発的住民移転が生じる全案件で、RAP及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認している。

（レビュー調査最終報告書 p2-16-17, 4-29）

① レビュー調査結果（論点8.1）

■ 苦情処理メカニズム整備状況の確認

- レビュー対象案件で用地取得が発生するカテゴリA, Bの44案件のうち43案件で苦情処理メカニズム（Grievance Redress Mechanism: GRM）が構築されている。残る1案件については、E/S借款であり、同借款内でGRMの構築を含むRAP作成支援が行われる予定である。GRMは住民がアクセスしやすい村落レベルから地方自治体レベル、さらにその上位の県や省レベルと、様々な段階での窓口が設置され、解決しなければより上位のメカニズムを活用できる仕組みが一般的である。また、多くの案件では、GRMの裁定に不服の場合、住民は司法プロセスでの解決を求めることも認められている（GRMへの参加は、他の手段での問題解決を試みることを妨げない）。

（レビュー調査最終報告書 p2-16-18, 4-29,30）

② 包括的検討での検討ポイント

論点8.1 世銀ESS5 Annex1の住民移転計画の構成要素の参照の要否

1. 住民移転計画策定に向けた留意点